

2022年9月22日

リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典 先生
同 鈴木 多門 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太田 洋
同 佐々木 秀
同 石崎 泰哲
同 山本 晃久
同 瀬川 堅心



回答及び質問状 (9)

前略 当職らは、9月16日、リ・ジェネレーション株式会社（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した同日付け「回答書兼質問状兼要望書（7）」（以下単に「回答書（7）」といいます。）につき、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、ご質問、ご要望頂いた各事項についてご回答すると共に、以下の事項について貴職らによるご回答を求める。以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にして使用した略語を本書面においてもそのまま使用させて頂きます。

また、当社と致しましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる事項として、貴社とのやり取りについても継続的に開示しているところ、貴職らからも、7月14日付け「要望書」以降、当社ホームページでの開示をご要請頂いており、このような公表についてはご了承頂けていると理解しておりますので、本書面及びご回答に関しても、従前と同様に当社が公表致しますので、予めご承知おきください。

なお、貴職らが、当社が「未回答」であると指摘している事項については、一部貴社の望む内容ではないのかもしれません、既に当社が回答済みのものもありますので、必要な範囲で回答している点、予めご承知おきください。

また、本書面につきましても、貴社の回答書（7）が10頁に及ぶものであったことに対応した結果、電子内容証明郵便による差出が困難な長さとなってしまったため、配達証明郵便にて送付するとともに、同一書面をファクシミリにて送信致します。

1 当社からの追加の質問事項について

(1) 貴社代表者尾端友成氏による他の法人を通じた活動について

ア 貴社代表者とSanctuary・ARK・葉室一政氏との関係について

貴社の回答書（7）では、

「初めに断っておきますが、当然ながら、貴社が懸念されているARK及びその代表の葉室氏における特定商取引法違反の行為に、当社代表尾端が関与しているなどといった事実はありません。さらに、①Sanctuary、②ARK及び③e-World Capital Partners Japanについて、尾端がその株式を保有している事実もありません。また、過去に尾端が①Sanctuaryの監査役及び代表清算人を、③e-World Capital Partners Japanにおいて取締役を務めていたことは事実ですが、それ以外で尾端が役員に就任している事実はありません。なお、①Sanctuaryの監査役については、設立時に知人に依頼されて一時的に監査役に就任したもの、その後間もなくして、後任者が見つかったため、すぐに辞任しております。また、同社の代表清算人についても、過去に会社清算の経験があったことを買われて、同社の役員らの依頼を受けて、就任したものです。また、④葉室氏と尾端の関係について、同氏がe-World Capital Partners Japanの執行役員であった関係上、尾端において面識があり、その後に葉室氏が独立する形で①Sanctuary及び②ARKを設立した後、同人の依頼を受けて、同社のコールセンターとして当社事務所を一部間貸しさせていましたことはありますが、当社及び尾端がARKの事業に関与していた事実はありません。」

と回答されています。

しかしながら、当職らが調査したところによれば、貴社代表取締役尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）らが被告とされている訴訟（以下「別件訴訟」といいます。）の被告第1準備書面において、尾端氏を含む被告らの訴訟代理人が、明示的に、

「被告葉室及び被告尾端が、サンクチュアリー株式会社及び株式会社ARKを設立してMLM事業を行っていることは認め」る

との認否を行っており、貴社の回答書（7）にある「尾端がARKの事業に関与していた事実はありません」との記載は上記事実認否と明らかに矛盾しています。このため、別件訴訟において貴社代表者らが虚偽の事実を主張しているの

か、貴社のご回答に虚偽が含まれているかいざれかということになります。

また、貴社の回答書（7）の上記回答中の

「葉室氏が独立する形で①S a n c t u a r y 及び②ARKを設立した後、同人の依頼を受けて、同社のコールセンターとして当社事務所を一部間貸しさせていた」

とする記載についても、貴社代表者及び葉室氏が共同で株式会社 S a n c t u a r y （以下「S a n c t u a r y」といいます。）及び株式会社ARK（以下「ARK」といいます。）を設立してMLM事業を行っていたとする別件訴訟における上記主張と比較すると、やはり矛盾と言わざるを得ないほど関与の程度の隔たりがあります。このような貴社の回答は、貴社代表者によるS a n c t u a r y 及びARKの事業への関与を殊更に矮小化して見せようとしていると指摘せざるを得ません。

さらに、当社の質問状（8）でも記載したとおり、ARKについては、2022年3月1日付で石川県が、2022年3月2日付で中部経済産業局が、それぞれ特定商取引法に基づく行政処分（連鎖販売取引の一部等を同日から同年6月1日までの3か月間停止することの命令等）を実施しており、この違反行為当時の代表者は葉室一政氏と記載されています。なお、違反行為は①勧誘目的等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）、②勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘、③ARKの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為とされています。貴社は当社の筆頭株主かつ主要株主であるところ、その代表者である尾端氏が、特定商取引法に違反する行為に関与していたとなれば、これは当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を与えるものであり、それにも拘らず、貴社の回答書（6）では「回答の必要性がない」として質問への回答を拒否し、さらには貴社の回答書（7）では上記のとおり貴社代表者が別件訴訟で行っている主張と矛盾する回答を記載されることには大変驚愕し、困惑しているところです。

イ 貴社代表者とARK代表取締役兼P R E M I U M代表取締役の東門猛氏との関係について

当職らが調査したところによれば、現在のARKの代表取締役の東門猛氏（以下「東門氏」といいます。）は、株式会社P R E M I U M（以下「P R E M I U M」といいます。）の代表取締役も兼任しているところ、このP R E M I U Mは、①設立時（2020年6月17日）の代表取締役が貴社代表者尾端氏であり

(尾端氏は2022年3月26日付けで辞任し、その旨が同年4月11日に登記されています)、且つ、②過去の本店所在地が、貴社及び貴社代表者尾端氏が同じく代表取締役を務める株式会社オアノエンターテインメントと同じ東京都港区芝五丁目13番13号サダカタビル5Fでした。

また、PREMIUMの設立時の代表取締役が貴社代表者尾端氏であることから、当時のPREMIUMの株主も貴社代表者尾端氏であると推認されるところです。

これらの事実を踏まえると、貴社及び貴社代表者尾端氏とARKとの間の事業上の関係及び人的関係について、貴社の回答書(7)に記載のものよりも強いものがあると合理的に推測されるところです。

以上を踏まえて、以下の各質問にご回答頂くとともに、貴社代表者によるSantuary及びARKの株式の間接での保有の有無等、質問状(8)に記載した質問のうち明確にお答え頂いていない点について、改めてご回答頂くよう要請いたします。

- (ア) 上記アで指摘した、別件訴訟での主張内容と、貴社の回答書(7)でのご回答のいずれが正しいのか
- (イ) e-World Capital Partners Japan株式会社の取締役であった佐々木隆行氏が、現在貴社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンホールディングス株式会社(以下「プラスワンHD」といいます。)の従業員であるか否か
- (ウ) 尾端氏が現在のPREMIUMの株主ではなくなっている場合には、変更の内容(変更の年月日、変更後の株主、変更理由を含みます。)
- (エ) PREMIUMの代表取締役が貴社代表者尾端氏から東門氏に交代された経緯

(2) 貴社代表者尾端氏が代表取締役を務めるプラスワンHDによるオプトロムへの貸付けの貸金業法違反の有無について

株式会社オプトロム(以下「オプトロム」といいます。)の適時開示によれば、現在貴社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンHDはオプトロムに対して、2014年9月25日及び同月30日の2回に分けて、それぞれ2000万円及び2500万円の運転資金の貸付けを行っている旨記載されています。もっとも、当社の質問状(1)に記載したとおり、当職らが調査したところによれば、プラスワンHDは貸金業法上の登録をされていないようですが、プラスワンHDからオプトロムへの複数回に亘る貸付けが貸金業

法との関係で問題ないのか、貴社としてのご認識をご説明ください。

(3) 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係及び貴社の
燐キャピタルからの借入金について

以下の事項については、貴社現代表者尾端氏が代表取締役に就任する2022年3月12日以前の事項であることは認識していますが、これらの事項については、貴社代表者尾端氏が橋氏から貴社株式を譲り受ける際に説明を受けている（特に、貴社の財務状況については当然説明を受けている（貴社代表者としても、経営者として当然調査している）はずの）事項ないし現時点において貴社として当然把握されているべき事項と存じますので、ご説明ください。

ア 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係について

株式会社リアルビジョン（現在の商号は株式会社RVH。以下「リアルビジョン」といいます。）の適時開示によれば、①（当社の質問状（8）で記載したとおり、）貴社は、2014年3月13日、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD.（当時の代表取締役は黒澤明宏氏。以下「NDC」といいます。）から、リアルビジョン株式142,000株を譲り受けており、当該適時開示において、NDCによる譲渡先（貴社）の選定理由につき、（当時の）「N&Mの代表取締役である橋祐司氏がNDCの株主でありNDCと人的交流もあるため」とされているほか、②2013年12月9日、リアルビジョンがNDCほかに第三者割当ての方法により新株及び新株予約権を発行していることを発表する適時開示において、貴社の当時の代表者である橋祐司氏がNDCの「主たる出資者」である旨記載されております。NDCは、リアルビジョンのほかにも、株式会社プリンシバル・コーポレーション（現在の商号はグローバルアジアホールディングス株式会社）等の上場会社に対する出資を行っており、上記の事実関係に照らせば、貴社は当時、NDCを通じて他の上場会社又はそれらに出資した者との間で関係を有していたはずであり、現在においてもその関係が継続している可能性があると考えております。

このため、貴社とNDC並びにNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間で現在も何らかの人的関係その他の関係があれば、その内容を具体的にご説明ください。

また、仮に現時点において、NDC並びにNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間に、何らかの人的関係もその他の関係もないとされるのであれば、上記出資との関係で、いつ、どのような経緯で関係を断たれたのか具体的にご説明ください。

イ 貴社の燐キャピタルからの借入金について

当社の質問状（4）で記載したとおり、燐キャピタル・マネージメント株式会社（以下「燐キャピタル」といいます。）の2020年2月14日付けプレスリリース「特別損失計上に関するお知らせ」によれば、燐キャピタルは、同日、「従来からの取引先である」貴社（当時の商号は株式会社イノプライズ）に対する貸付金5000万円のうち2000万円が未回収であって、返済期日が確定しないことから貸倒引当金を計上し、特別損失として計上した旨を公表しています（なお、繰り返しになりますが、貴社に対する貸付金未回収による貸倒引当金の計上後わずか2年弱後には、貴社は、当社株式の買付けの資金の全額を、貸金業登録もなされていない合同会社STAND UP GROUPから借り入れられており、一連の燐キャピタルとの関係は、当社株式の取得と無関係ではないと考えております。）。経済ジャーナリストである高橋篤史氏の著書『亀裂 創業家の悲劇』（講談社、2022年）216頁によれば、上記の借入金残高につき「踏み倒していた」あるいは「焦げ付かせてしまっていた」との記載がなされていますが、この借入金については現在返済されているのか、仮に返済されていないのであればどのような処理がなされたのか、燐キャピタルとの間で法的紛争にはなっていないのかについて、具体的にご説明ください。

なお、貴社の回答書（3）では「当社（尾端）においては、把握しておりませんので回答いたしかねます（貴社及び貴職らが指摘されている資料についても引継ぎを受けておりません。）。また、前代表の橋祐司氏に確認は試みますが、前代表は当社を退いてから、当社には一切関与しておらず、貴社からのご質問に対して、回答する立場にないことから、協力が得られるかは不明です」と回答されていますが、上記は貴社自身の借入金であり、弁済していなければ負債として会計上計上されているはずであり、弁済していれば出金の記録などが記録として残されているはずであり（少なくとも、弁済をしているのであるとすれば、上記の貸倒引当金計上後の、この約2年間で行われているはずであり）、現時点で貴社が把握されていないということは極めて不合理な回答であるとともに、貴社代表者尾端氏が橋氏から貴社株式を譲り受ける際に、貴社の財務状況については当然説明を受けている（貴社代表者としても、経営者として当然調査している）事項と存じますので、借入金の返済含め、どのような状況であるかは認識済み（認識済みでなければ、経営者としての資質に疑義が呈される）と理解しております。

（4）貴社へのSTAND UP GROUPからの融資について

当社の質問状（1）で「当社株式の買付けの資金源（直接であるか間接であるかを問わず、実質提供者を含みます。）との関係、資金調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的な内容」を質問したところ、貴社の回答書（1）では「合同

会社STAND UP GROUPから借入になります。借入条件等に付きましては、守秘義務があるため回答を差し控えさせて頂きます」と回答されていますが、上記の燐キャピタルからの借入れについて現在も返済していない場合にはもちろんのこと、仮に現在は返済されていたとしても、上場会社として貸倒処理が必要となった旨の開示を行わざるを得なくなったような貸付先である貴社に対して、なぜSTAND UP GROUPが融資をしたのか、STAND UP GROUPと貴社との間には、何らかの特別の関係があるのではないかと合理的に推測されるところです。貴社は当社の主要株主であるところ、その株式の買付けの実質的な資金拠出者との関係は、当社の他の株主その他の投資者にとって重要な情報です（なお、例えば、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」第5項でも、「『関連会社』とは、会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社（会社に準ずる事業体を含む。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう。」〔傍点当職ら〕とされており、貴社における当社株式の取得資金全額を拠出しているSTAND UP GROUPからの借入条件及び担保等の設定状況は、当社の他の株主その他の投資者にとって重要な情報であることは明らかです。）ので、貴社とSTAND UP GROUP（並びにその出資者である中山勇介氏及び笹澤知夫氏）との関係等、上記質問に具体的にご回答ください。なお、この点に関しては、当社が質問状（6）で、貴社代表者ないしプラスワンHDと中山勇介氏及び笹澤知夫氏の関係を質問したところ、回答書（5）で、貴社代表者と「ビジネス上の面識があることは事実ですが、それ以上に、貴社〔当社・ナガホリ〕株式の共同取得に関する合意ないし指図等の類の事実は一切ございません」と回答されると共に、「中山勇介氏及び笹澤知夫氏が行っている事業の内容について、当社は、正確には把握しておりません」と回答されました。上記のとおり、客観的状況から何らかの特別の関係があるのではないかと合理的に推測されるところであって、上記回答は不合理と言わざるを得ませんので、中山勇介氏及び笹澤知夫氏がどのような方であって、貴社代表者との「ビジネス上の面識」が、どのような経緯で形成され、具体的にどのような関係であるのかを含めて、改めて具体的にく述明ください。

特に、貴社は当社の主要株主であるところ、貴社が保有する当社株式に対して何らかの担保権が設定されているのであれば、開示が必要（貴社が提出されている大量保有報告書及び変更報告書においては担保権が設定されていることは窺えません。）ですので、無担保なのか担保提供をしているのかについては、明確にご回答ください。そして、仮に当該株式につき何らの担保権も設定されておらず、また、上記の燐キャピタルからの借入金のうち2000万円が未返済なのであれば、なぜそのような状況にある貴社に対して、当該株式につき何らの担保権も設定されないままにSTAND UP GROUPから7億円超もの融資がなされるに至っているのか、その理由につ

き具体的にご回答ください。

2 貴社のご質問、ご要望に対する回答について

(1) 法令遵守状況及び重要提案行為について

繰り返しになりますが、当社の質問状（6）及び質問状（7）で記載したとおり、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示するべき要請は極めて強いものである上に、貴社は当社の株式を保有する目的を「重要提案行為等を行うこと」としていることからも、貴社が上記の必要な情報を開示するべき要請はより一層強いものになっているにも拘わらず、貴社が、何ら合理的な理由なく、回答書（1）で財務内容を「非開示とさせて頂きます」としてご回答を拒否されたため決算公告の懈怠を指摘したという経緯がございます。

また、重要提案行為の内容についても、当社の質問状（7）で記載したとおり、貴社が提出した2022年4月14日付け大量保有報告書に記載されている保有目的は「重要提案行為等を行うこと」と断定的に記載されていることから、貴社は、同日時点では既に当社に対して行う重要提案行為について構想を有していたと考えられますので、この法定書類を作成するに当たって当然有していたであろう重要提案行為の内容の開示を求めたに過ぎません。

それにも拘らず、貴社は、貴社の回答書（5）の1（1）及び回答書（6）の1及び2において、繰り返し、この点から論点をずらして回答を拒絶ないし遅延しようとされております。このように貴社が建設的な対話を拒絶している状況で、質問及び回答が平行線をたどっていることから、当社としては、誠に遺憾ながらこれらの点について貴社からは今後も真摯かつ誠実なご回答は頂けないものと理解しましたので、これらの点について今後繰り返し開示・ご説明を求めるとは致しません。

なお、貴社の回答書（7）において当社代表取締役社長を「長堀圭太氏」と記載されておりますが、正しくは「長堀慶太氏」ですのでここは訂正をお願いします。また、貴社の重要提案行為等の内容として「新たな取締役や重要な使用人候補者の推薦など」を検討されていた旨は承知致しました。

(2) Access Journalの信用性に関するご質問について

貴社は当社が質問状（2）を発出した2022年4月21日時点の報道についてご質問されているようですが、前提として、それ以前は勿論、それ以後にも他社からも同様の内容の報道が出ているということは、それらの報道機関も一定の調査をした上でその内容の正確性を確認していることを示しますので、念のため付言致します。

また、当社の質問状（6）及び（7）でも記載のとおり、当社は各報道の内容を「真実であるかの如く」記載したのではなく、質問状（6）でも記載のとおり、懸念

すべき事項について慎重を期すべく報道を引用した上でかかる報道の真偽について
(当該報道に対して貴社がとったアクションも含め) 報道の対象当事者である貴社に直接確認させて頂いたに過ぎません。当社が、貴社に対して、「Access Journal」の信用性について、回答するべき立場にはありません。また、貴社は、当社と「Access Journal」ないし山岡俊介氏との関係性について繰り返しご質問されていますが、当社としては、本件に関する情報収集をする中で、当該複数の記事に接したものであって、それ以上の関係は全くございませんし、念のため付言すれば、「Access Journal」編集部ないし山岡俊介氏とも何らの接触もございません。

(3) 追加質問事項について

まず、当社子会社である仲庭時計店について、貴社はこれまでの回答書(6)では、①「2018年3月期以降の仲庭時計店の各損益計算書」の開示、②「2019年3月期以降の仲庭時計店の各損益計算書における多額の損失計上の理由」、③「2018年3月期以降より、貴社において仲庭時計店に対する多額の貸倒引当金繰入額(ないし関係会社支援損)を特別損失として計上するに至った理由」をご質問されでおられます。これに関しては、当社の質問状(8)でも記載致しましたとおり、もともと仲庭時計店は、関西地方を中心とした時計及びジュエリー小売の老舗であつて、ジュエリーを中心とする当社の商品ラインアップの拡充及び関西地区への商圏・営業基盤の拡大を目的として、2014年9月に買収しましたが、大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じているものです。しかしながら、当社が、グループとして構造改革を進めた結果、仲庭時計店の経営状態は現在改善しつつあり、現状において、株主共同の利益の観点から、既存の開示で特段問題ないと考えております。なお、グループとして構造改革の一環として、仲庭時計店のジュエリー小売事業は、そのほとんどを当社本体において統合し、現状では、時計事業とごく一部のジュエリー小売事業のみが仲庭時計店に帰属しており、仲庭時計店で営んでいたジュエリー小売事業については、当社本体の商品ラインアップの拡充及び関西地区への商圏・営業基盤の拡大に寄与しているところですので、貴社が回答書(7)等で行われているように、仲庭時計店の単体の純損益を時系列で比較することは、実態の把握との関係では適切ではないことも指摘致します。

また、当社は上記のように回答しているところ、貴社は回答書(7)で(貴社の望む回答でないためか)「このご回答は全く理由の説明になっておりません」と一方的に主張され、さらに「大口取引先の営業方針の大幅な転換」がどのような内容の事象であるか等ご質問されていますが、上記回答は、取引先の営業方針の転換内容といった、当社の一存では開示できない内容は除いて、既に回答出来る範囲で回答しておりますのでご了承ください。

また、本総会において当社が株主総会招集通知に同封した補足資料中に記載致しました32.14%の内訳について開示することを貴社は引き続き求め、それを前提とした質問をされておりますが（「追加質問事項」及び「追加要望事項」に変更はない理解しております。）、当該質問については（貴社の望む回答ではないのかもしれません）必要な範囲で当社の質問状（7）で回答しておりますし、32.14%の内訳についても、当社の質問状（7）で記載したとおり、現時点においては、当社として、「本件連動取得者」及び「布山氏関係者」が、本対応方針上の「特定株主グループ」を構成すると判断したわけではないことから、補足資料中に記載致しました32.14%の内訳について開示することは想定しておりません。但し、今後、別途マイルストーンマネジメント株式会社が当社に対して意向を表明されている、同社による当社に対する大規模買付行為等との関係で、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から「本件連動取得者」及び「布山氏関係者」の内訳を必要な範囲で開示することはあり得ます。

(5) その他の事項について

貴社としては望む回答ではなかったのかもしれません、質問状（6）及び質問状（7）にも記載したとおり、当社は、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適時・適切に開示を行って参る所存であり、また、当社は、当社の中期経営計画の詳細を開示することを決定しておりますが、開示の日時や方法については、引き続き検討しております。また、当社の質問状（7）に記載のとおり、当社は、従前から、法令等に従い、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じましたら開示を行うことに加えて、当社として投資者の投資判断に重要と思われる事項を積極的に開示しており、2022年6月29日に開催されました当社第61期定時株主総会中の質疑応答の内容についても、貴社の回答書

(4) 中に記載された質問の回答に必要な範囲で要旨を当社の質問状（6）に記載し、これを開示しております。

また、貴社からは、貴社の回答書の開示時期について、当社が受領次第開示することを要請されていますが、当社としては、回答書の内容自体が投資者の投資判断に重要と思われる場合にはそのようにさせて頂きますが、現状は、前記のとおり、当社の質問に対して誠実にお答え頂いているとは思われないため、投資者の誤解を招かないよう当社の質問状と共に開示しております。なお、貴社のウェブサイトでは、当社とは異なり、当社からの質問状は開示をされず、貴社が発出した書面のみを掲載されていると認識しており、斯様な貴社のウェブサイトでの開示姿勢にも拘らず、当社ウェブサイトでの貴社書面の即時の開示をご要請されているのかは若干理解に苦しむところです。また、念のため付言いたしますと、当社の質問状及び貴社の回答書等は、東京証券取引所における適時開示そのものではなく、当社ウェブサイトによる任意開示

であります。

なお、本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らが対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛として頂けますようお願いします。

草々

(写し送付先)

株式会社ナガホリ

顧問 米村 敏朗 様